

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 7 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、毎年、A 市 B 区役所で免除申請を行っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市 B 区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間直前の昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び申立期間直後の 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間については、国民年金保険料の免除が承認されていることが確認できることから、申立人は、免除の手続について理解していたものと考えられる。

また、申立期間は同一年度であり、昭和 60 年 4 月から同年 7 月末までに国民年金保険料の免除申請を 1 回行うことにより、一括して免除承認を受けることが可能な期間であることから、当該期間についても、申立人が免除申請を行っていたものとするのが自然である。

さらに、申立人が提出した昭和 60 年度に係る国民健康保険料減免決定通知書の写しにより、申立期間と同一期間の国民健康保険料について、所得割の保険料が全額免除されていることが確認できる上、申立人の供述及び周辺事情からは、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はうかがえず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が却下された事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月及び同年2月

私は、知り合いに国民年金への加入を勧められ昭和55年2月に国民年金に加入し、58年2月までの国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入被保険者として昭和55年2月から申立期間直前の57年12月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人の申立期間当時の生活状況に大きな変化は無く、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料については、自分で金融機関において納付書により納付していた。

申立期間直前の期間は保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月に国民年金の任意加入手続を行い、同年同月から61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまでの期間において、申立期間を除き5年以上にわたって国民年金保険料を納付済みであることから、申立人の納付意識は高いことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の申立期間当時の生活状況に大きな変化は無く、保険料の納付が困難となる特段の事情もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案5070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月6日

私は、A社に勤務し、平成19年8月6日に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人に係る預金取引明細表、申立人が提出した預金通帳の写し等により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により算出した賞与額及び保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

私は、A社に在籍し、B社に出向していた期間において、平成18年6月19日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した金融機関の取引明細、A社が申立期間当時に同社からB社に対し発出したとして提出した「出向者社会保険料他の件（ご請求）」等から判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の発出文書に記載された申立人の厚生年金保険料額等に基づき算出した賞与額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 4 日から 39 年 1 月 15 日まで

A社に勤務した期間については、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約2年後の昭和41年2月23日に社会保険事務所（当時）で受け付けられたことを示す印が確認できるところ、申立人は、39年5月に婚姻し、同年7月に転居しているにもかかわらず、当該裁定請求書の「氏名・印」欄及び「住所」欄には、それぞれ旧姓及び転居前の住所が記載されていることが確認できる。

また、前述の裁定請求書の受付日は、申立人が申立事業所を退職した後に勤務したB社における厚生年金保険の被保険者期間中であるにもかかわらず、当該裁定請求書の「現在厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか」の問いに対し、「被保険者でない」と回答しているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて、脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和40年7月1日から平成9年3月31日までの期間において、B社のグループ企業に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

昭和47年4月にA社又はC社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書、同社の回答等から判断すると、申立人が同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和47年3月の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いこ

とから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、C社における同資格を同年10月1日に取得したことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同資格の喪失日が同日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者

名簿における昭和 36 年 8 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、C社における同資格を同年10月1日に取得したことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同資格の喪失日が同日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者

名簿における昭和 36 年 8 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、申立期間について、A社C事業所から関連会社であるD社（現在は、B社）E事業所に異動したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C事業所からD社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年4月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているものの、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5077

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月29日から同年12月1日まで
② 平成12年12月1日から13年8月1日まで

私がA社に勤務していた平成12年に、社名がB社に変わったが、業務内容、労働条件、勤務形態等については、申立期間①及び②前後においても変わらなかった。

申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、両社に継続して勤務し、当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び申立人を記憶する複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同種の業務に従事し、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していた複数の同僚が提供した給与支給明細書により、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は前述の同僚と同様に、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成12年11月29日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、商業登記簿によると、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点においても法人として登記されていることが確認できるとともに、前述の同僚の供述からも、申立期間①において同社が継続して事業を行っていたことがうかがえることから、当該期間においても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成12年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に対し、適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、申立人を記憶する複数の同僚の供述及び金融機関が提供した当該期間に係る申立人名義の「お取引明細」により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同種の業務に従事し、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していた複数の同僚が提供した給与支給明細書により、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は前述の同僚と同様に、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る平成13年8月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に廃業している上、当時の事業主とは連絡が

取れず、このほかに確認できる関連資料等は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和56年1月23日にA社に入社した後、平成5年6月30日まで勤務し、同年7月1日付けで同社の関連会社であるC社に転籍した。

しかし、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両社では1日の空白も無く継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した社会保険台帳から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、D部門に所属していた申立人を含む従業員全員を平成5年7月1日付けでA社からC社へ転籍させた旨回答しているところ、B社が作成した同年7月の給与支払集計表及び同社の回答から判断すると、複数の従業員について申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人も前述の複数の従業員と同様に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成5年5月の社

会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 10 日から 24 年 10 月 1 日まで
私は、A社B事業所に、昭和 22 年 12 月 5 日から 24 年 9 月末に退職するまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における被保険者資格が確認できる同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の同社B事業所に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における同事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明と回答している。

また、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が昭和 22 年 12 月 5 日に被保険者資格を取得し、23 年 10 月 10 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

私は、申立期間より前に勤務していた会社の上司に頼まれ、申立期間においてA社に勤務した。

申立期間当時、私の子供が年少だったので、健康保険に加入していない会社に勤務していたとは考えられず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の元事業主の妻の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、元事業主の妻は、「会社の手続関係は夫が行っていたが、夫は既に亡くなっており、当時の資料は廃棄しているため、会社が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月末まで A 事業所に勤務しており、現在所持している同年 2 月及び同年 3 月の給与支払明細によって厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 事業所で会計を担当していた者は、「給与からの社会保険料控除は、当月控除であった。」と供述しているところ、申立人が提出した同事業所の昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の給与支払明細により、申立人はいずれの月も厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 事業所における離職日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 58 年 3 月 31 日より前の同月 26 日と記録されている。

また、登記簿謄本によると、A 事業所は既に解散しており、当時の事業主は所在不明のため供述を得ることができない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人が同事業所にいつまで勤務していたかは不明と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことを確認できる日記等の関連資料を所持しておらず、ほかに、申立人が当該期間にお

いて同事業所に勤務していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているとともに、同法第 14 条の規定において、被保険者資格の喪失時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の A 事業所における資格喪失日は、昭和 58 年 4 月 1 日であるとは認められず、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 58 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、申立期間について、申立人は A 事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月27日から同年6月1日まで
私は、平成元年5月31日までA事業所（当時。以下「申立事業所」という。）に在籍していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月31日まで申立事業所に在籍していたはずであると申し立てているところ、申立人が申立期間直後に勤務を始めたB事業所が作成した同年分の源泉徴収票に、申立事業所に係る退職日は同月31日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、C事業所が提出した臨時職員名簿により、申立人の申立事業所に係る退職日は平成元年5月26日となっていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、申立事業所の退職日の翌日である同月27日付けで、B事業所における同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の源泉徴収票に記載されている申立事業所での社会保険料控除額に、申立期間に係る厚生年金保険料は含まれていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私は、申立期間当時、A社の派遣社員としてB社で業務に従事していた。私と同時期にA社に勤務していた同僚の平成 15 年 12 月支給の賞与に係る年金記録が訂正されたことに伴い、年金事務所から私についても賞与の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨の手紙を受け取った。

私にも当該同僚と同様に、申立期間に係る賞与が支給されていたのではないかと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与について、A社から支給された給与が振り込まれていたとする金融機関に係る自身の口座に、当該期間の賞与が振り込まれていたのではないかと供述しているところ、当該金融機関が提供した当該期間当時の申立人名義の口座別取引明細表によると、当該期間の前後には、給与が振り込まれた履歴が確認できるものの、当該期間に係る賞与が振り込まれたことをうかがわせる履歴は確認できない。

また、A社は、「従業員に支給する給与及び賞与は必ず金融機関の口座に振り込んでおり、現金を手渡しで支給することは無かった。申立人に係る雇用契約書、賃金台帳、厚生年金保険料の控除に関する資料等は当社規定の保管期限を経過しているため破棄しており確認できない。申立人は派遣社員であったということだが、派遣社員には、賞与は支給しないこととされている。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務し、同社のC業務に従事していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私と同じ業務に従事していた父や妹には、A社における厚生年金保険の記録が確認できるにもかかわらず、私の記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間における被保険者記録が確認でき、かつ、同社のC業務に従事していたとする同僚及び申立人の妹の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社のD部門に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立人に関する人事記録等を保管していないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない旨回答している。

また、前述の同僚及び申立人の妹からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、申立人がA社のC業務に従事していたとして姓名を挙げた者の中には、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が見受けられることから判断すると、同社は申立期間当時、必ずしも同社のC業務に従事していた全ての者について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記

録は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した
ものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立
人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及
び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5085（福岡厚生年金事案 1590 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 2 年 11 月 8 日から 20 年 10 月 31 日まで

A社B事業所（後の、C社B事業所。現在は、D社B事業所）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、認められなかった。

しかしながら、A社B事業所に勤務していたことは事実であるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社B事業所が保管する申立人の従業員台帳及び申立人が保管する身分証明書により、申立期間当時、申立人がA社B事業所に勤務していたことは認められるが、i) C社B事業所は、「当時のA社では、戦前からの共済年金がE共済組合において運営されており、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 6 月以前に入社した従業員は、E共済組合の組合員になっていた。申立人の場合も、申立期間当時、労働者年金保険（厚生年金保険）の被保険者となることはできず、E共済組合の組合員であったものと考えられる。」と回答していること、ii) 事業主による厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社B事業所に勤務していたことは事実であるので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、E 共済組合の共済年金から厚生年金保険への移行対象者について、改めてF 共済組合に照会したところ、昭和 23 年当時にE 共済組合に在籍した者が対象であった旨回答をしており、申立期間は 23 年より前であることから、申立人が労働者年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

このほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。